12. 東北地方整備局
自家用電気工作物保安細則

（白　紙）

東北地方整備局自家用電気工作物保安細則

制定　　平成２０年４月１日
国東整規第９号

（目的）

第１条　この細則は、国土交通省東北地方整備局自家用電気工作物保安規程（平成２０年４月１日国東整規第８号。以下、「規程」という。）の実施にあたり、必要な細目を定め、適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

（主任技術者の保安監督の範囲）

第２条　規程第３条に規定する主任技術者は、次の各号に掲げる範囲について、保安監督業務を掌理するものとする。

一　電気主任技術者
　電気工作物の工事、維持及び運用

二　現場ダム水路主任技術者
　水力設備の工事（電気的設備に係るものを除く。）

三　ダム水路主任技術者
　水力設備の維持及び運用（電気的設備に係るものを除く。）

四　現場ボイラー・タービン主任技術者
　火力設備（内燃力を原動力とするものを除く。）及び燃料電池設備（改質器の最高使用圧力が９８キロパスカル以上のものに限る。）の工事（電気的設備に係るものを除く。）

五　ボイラー・タービン主任技術者
　火力設備（内燃力を原動力とするものを除く。）及び燃料電池設備（改良器の最高使用圧力が９８キロパスカル以上のものに限る。）の維持及び運用（電気的設備に係るものを除く。）

（電気主任技術者の選任又は解任）

第３条　規程第４条第１項に規定する電気主任技術者は、第１種電気主任技術者免状又は第２種電気主任技術者免状の交付を受けている局の職員をもって、選任するものとする。

２　前項の規定により電気主任技術者を選任した場合は、当該者に別記様式第１による電気主任技術者選（解）任通知書を交付するものとする。

３　前項の規定は、電気主任技術者の解任を必要とする場合に準用する。

（現場ダム水路主任技術者及びダム水路主任技術者の選任又は解任）

第４条　規程第５条第１項に規定する現場ダム水路主任技術者は、第１種ダム水路主任技術者免状又は第２種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている当該事務所の職員（以下、「水路工事担当職員」という。以下同じ。）をもって、選任する。

２　規程第５条第３項に規定するダム水路主任技術者は、第１種ダム水路主任技術者免状又は第２種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている局の職員（以下、「水路管理担当職員」という。以下同じ。）をもって、選任する。

３　第１項及び前項の規定によりダム水路主任技術者を選任した場合は、当該者に別記様式第２によるダム水路主任技術者選（解）任通知書を交付するものとする。

４　前項の規定は、ダム水路主任技術者の解任を必要とする場合に準用する。

（現場ボイラー・タービン主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任又は解任）

第５条　規程第６条第１項に規定する現場ボイラー・タービン主任技術者は、第１種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第２種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている当該事務所の職員（以下、「タービン工事担当職員」という。以下同じ。）をもって、選任する。

２　規程第６条第３項に規定するボイラー・タービン主任技術者は、第１種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第２種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている局の職員（以下、「タービン管理担当職員」という。以下同じ。）をもって、選任する。

３　ボイラー・タービン主任技術者は、第１項及び前項の規定によるほか、電気事業法（昭和 39 年７月 11 日法律第 170 号、以下「法」という。）第４３条第２項の規定に基づき当該電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長の許可を受けた者を選任することができるものとする。

４　第１項及び第２項並びに前項の規定によりボイラー・タービン主任技術者を選任した場合は、当該者に別記様式第３によるボイラー・タービン主任技術者選（解）任通知書を交付するものとする。

５　前項の規定は、ボイラー・タービン主任技術者の解任を必要とする場合に準用する。

（指定技術者の指定又は解除の申請）

第６条　事務所長（地方整備局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 21 号）第 140 条第１項に規定する事務所の長をいう。以下同じ。）は、規程第７条第１項に規定する指定技術者を指定する必要がある時は、別記様式第４による電気工作物指定技術者指定（解除）申請書により東北地方整備局長（以下「局長」という。）に申請するものとする。

2　事務所長は、指定技術者の選任にあたって、次の各号に掲げる者をもって、推薦するものとする。

一　　電気指定技術者は、電気主任技術者免状又は電気工事士免状の交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有するものと認める者

二　　ダム水路指定技術者は、ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有するものと認められる者

三　　ボイラー・タービン指定技術者は、ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有するものと認められる者

3　第１項の規定は、指定技術者の解除を必要とする場合に準用する。

（指定技術者等の指定又は解除の通知）

第７条　局長は、規程第７条第１項に規定する指定技術者を指定する場合は、当該者に交付する別記様式第５による指定書を添えて、当該事務所長へ別記様式第６による電気工作物指定技術者指定（解除）通知書により通知するものとする。

2　事務所長は、規程第７条第１項に規定する指定技術者を指定する場合は、別記様式第５による指定書を当該者に交付するものとする。

（重要な電気工作物）

第８条　規程第８条第１項に規定する重要な電気工作物で局長が指定するものは、次の各号に掲げるものとする。

一　電気担当技術者を置く施設

イ　受電電圧が７キロボルト以上又は出力 1,000 キロワット以上の電気工作物

ロ　ダム及び水閘門の電気工作物

ハ　換気設備を有するトンネルの電気工作物

ニ　規程第 12 条に規定する工事計画の承認の際指定した電気工作物

二　ダム水路担当技術者を置く施設

イ　発電電力 1,000 キロワット以上の水力発電所を有する電気工作物

ロ　規程第 12 条に規定する工事計画の承認の際指定した電気工作物

三　ボイラー・タービン担当技術者を置く施設

イ　発電電圧 1,000 キロワット以上の常用の火力発電所を有する電気工作物

ロ　規程第 12 条に規定する工事計画の承認の際指定した電気工作物

（担当技術者の指定又は解除の報告）

第９条　事務所長は、規程第８条第１項の規定により担当技術者を指定した場合には、別記様式第７による電気工作物担当技術者指定（解除）報告書により速やかに局長に報告するものとする。

2　事務所長は、担当技術者の選任にあたって、次の各号に掲げる者をもって、指定

するものとする。

一　電気担当技術者は、電気主任技術者免状又は電気工事士免状それぞれの交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有すると認められる者

二　ダム水路担当技術者は、ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有すると認められる者

三　ボイラー・タービン担当技術者は、ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者又はこれと同等の知識及び経験を有すると認められる者

3　第1項の規定は、担当技術者を解除した場合に準用する。

4　事務所長は、規程第8条第1項に規定する担当技術者を指定する場合は、別記様式第5に準じて指定書を該当者に交付するものとする。

（主任技術者等の代行）

第 10 条　規程第9条に基づく主任技術者等の業務を代行する者を指定する場合は、不在となる期間が引続き 14 日を越える場合とする。

2　前項の規定に基づき主任技術者等の業務を代行する者を指定する場合は、電気主任技術者にあっては第3条、ダム水路主任技術者にあっては第4条、ボイラー・タービン主任技術者にあっては第5条、指定技術者にあっては第6条及び担当技術者にあっては第9条の規定を準用する。

（工事計画承認）

第 11 条　規程第 12 条第1項及び第2項に規定する工事計画書の承認を受けるものとは、次の各号に掲げるものとする。

一　法第 47 条第 48 条及び第 53 条に規定する手続きを必要とする工事

二　使用電圧 600 ボルトを越える電気工作物の新設・修繕・改造・その他の工事（軽易なものを除く。）

2　前項の承認を受けようとする場合は、工事計画書に計算資料を添付し、別記様式第8による電気工作物工事計画申請書により申請するものとする。

3　規程第 12 条第2項に規定する承認を受けた工事計画書を変更する場合は、前項の規定を準用する。

（工事完了検査等の報告）

第 12 条　事務所長は、規程第 13 条第2項の規定により指定技術者又は担当技術者に保安検査を行わせた時は、別記様式第9による電気工作物保安検査報告書により報告させるものとする。

2　規程第 13 条第4項に規定する報告は、前条に規定する承認を受けた工事に限るものとする。

3　前項の報告は、別記様式第8による電気工作物工事計画書申請書によるものと

し、第１項に規定する別記様式第９による電気工作物保安検査報告書の写しを添付するものとする。

（使用前安全管理審査等の報告）

第 13 条　使用前安全管理審査及び検査結果について別記様式第 10 による電気工作物使用前安全管理審査（立入検査）報告書により報告させるものとする。

２　事務所長は、前項の審査又は検査を受けた場合は、別記様式第 10 の電気工作物使用前安全管理審査（立入検査）報告書の写しを添えて局長に報告するものとする。

（請負業者への電気の供給）

第 14 条　事務所長は、請負業者が当該事務所に属する電気工作物から電気の供給を受け当該電気工作物の構内において国の工事を遂行する目的で、使用電圧 3,000 ボルト以上で電気工作物を設置しようとする場合には、あらかじめ別記様式第 11 による電気工作物設置申請書及び図面・電気使用計画表等を提出させ、保安上支障がないことを確認のうえ、別記様式第 12 による電気工作物設置承認書を交付するものとする。

２　事務所長は、請負業者が前項の電気工作物の設置工事を完成した場合には、指定技術者又は担当技術者に保安検査を行なわせ支障がないことを確認のうえ、電気の供給をするものとする。

３　前２項の規定は、当該電気工作物を変更しようとする場合に準用する。

４　事務所長は、請負業者が第２項の電気工作物を廃止した場合は、別記様式第 13 による電気工作物廃止届を提出させるものとする。

５　事務所長は、第２項の電気工作物について、指定技術者又は担当技術者に定期的に保安検査を行わせ、別記様式第９に準じて報告させるものとする。

６　事務所長は、第２項の電気工作物について、請負業者に別記様式第 14 による電気工作物巡視点検測定記録報告書により巡視・点検・測定記録を提出させるものとする。

７　事務所長は、前項に規定する場合であって 600 ボルト以上の電圧で使用する電気設備については、前項に規定する関係書類の写しを添えて局長に報告するものとする。

（巡視・点検・測定等の報告）

第 15 条　規程第 15 条第１項に規定する別に定める基準とは、電気通信施設点検基準（平成 20 年２月 27 日付け国東整情技第 226 号）を言う。

２　規程第 15 条第１項に規定する巡視・点検・測定等を実施する場合には、電気工作物毎に年間の作業表を作成して行うものとする。

3　規程第 15 条第２項に規定する報告は、別記様式第 14 による電気工作物巡視点検測定記録報告書によるものとし、別記様式第 15 による電気工作物巡視点検測定記録表を添付するものとする。

（事故等の報告）

第 16 条　規程第 17 条第３項に規定する報告は別記様式第 16 による電気事故速報と別記様式第 17 による電気事故等報告書によるものとし、別記様式第 18 による電気事故報告書又は別記様式第 19 による電気工作物異常発生報告書を添付するものとする。電気事故速報については、電気指定技術者が電気主任技術者へ速やかに報告するものとする。

2　前項の報告すべき事故等の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　感電死傷事故

二　電気火災事故

三　電気工作物の欠陥・損傷若しくは破壊又は電気工作物を操作することにより人を死傷させた事故、ただし、第一号に該当するものを除く。

四　電気工作物の損壊事故

五　電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物と、電気的に接続されている電圧 3,000 ボルト以上の自家用電気工作物の故障・損傷・破壊等により電気事業者に供給支障事故を発生させた事故

3　第１項の報告すべき電気工作物異常発生の範囲は、自家用電気工作物の運用停止が伴う場合とする。

（運転操作要領）

第 17 条　規程第 18 条第２項に規定する別に定めるものとは、次によるものとする。

一　運転操作要領（平成 13 年４月１日付け国東整電通第３号。以下「操作要領」という。）

（記録表等）

第 18 条　規程第 23 条第１項に規定する記録表は、次によるものとする。

一　使用前自主検査記録表・・・・・・・別記様式第 20

二　運転日誌・・・・別記様式第 21

三　電気機器履歴報告書・・・・・・・・・・・・・・別記様式第 23

四　電気工作物巡視点検測定記録表・・・・・・・・・・・・・別記様式第 15

五　点検記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式

（電気機器履歴報告書）

第 19 条　規程第 24 条第 1 項に規定する電気機器履歴報告書は、別記様式第 23 によるものとする。

2　規程第 24 条第 2 項に規定する電気機器履歴報告書の記載事項についての報告は、別記様式第 22 による電気機器履歴報告書によるものとする。

（標識の設置基準）

第 20 条　局長又は事務所長は、規程第 26 条に規定する標識を設置しようとする場合は別表第 1 の基準によるものとする。

（測定機器の整備基準）

第 21 条　局長又は事務所長は、規程第 27 条に規定する測定器類の整備を行おうとするときは、別表第 2 の基準によるものとする。だたし測定等を外部に請け負わせる場合はこの限りでない。

附　則

1．この細則は、平成２０年 4 月 1 日から適用する。

別表第１

標識の設置基準

設備の名称	設置場所	標識の内容	備考
受変電設備	周囲の柵	高電圧危険	柵に沿って20m間隔
	出入口	高電圧危険 関係者以外立入禁止	
	特高、高圧の屋内、 屋外の点検通路箇所	頭上注意 高電圧危険	
特別高圧送電線路 高圧配電線路	道路の横断箇所 道路に接近する箇所	高電圧危険	
地中電線路	始点、終点及び屈曲点 100 m間隔。但し通行に支障のある場合は路肩等に設置しその旨明示する	高圧地中ケーブル 注意 低圧地中ケーブル 注意	コンクリート杭とし、上部にケーブルの方向に矢印を入れる。
接地	接地極埋設箇所	第　種接地 接地抵抗値 測定年月日 埋設深さ	

別表第２

測定器の整備基準

測定器名	規格	備考
検電器	80 V～600 V	
	2 kV～6.6 kV	
絶縁抵抗計	250 V　50 MΩ	
	500 V　1,000 MΩ	
	1,000 V　2,000 MΩ	
接地抵抗計		
テスター		
クランプメータ		
摘要	・指定技術者の常駐箇所に整備するものとする。	

別記様式第１～２４については掲載省略

○別記様式一覧表

様　式　番　号	様　式　名	条　　項
別記様式第１	電気主任技術者選（解）任通知書	保安規程第４条第１項
別記様式第２（その１）	ダム水路主任技術者選（解）任通知書	保安規程第５条第１項
別記様式第２（その２）	ダム水路主任技術者選（解）任通知書	保安規程第５条第２項
別記様式第３（その１）	ボイラー・タービン主任技術者選（解）任通知書	保安規程第６条第１項
別記様式第３（その２）	ボイラー・タービン主任技術者選（解）任通知書	保安規程第６条第２項
別記様式第４	電気工作物指定技術者指定（解除）申請書	保安規程第７条第１項
別記様式第５	指定書	保安規程第７条第１項
別記様式第６	電気工作物指定技術者指定（解除）通知書	
別記様式第７	電気工作物担当技術者指定（解除）報告書	保安細則第９条第１項
別記様式第８	電気工作物工事計画（変更）申請書	保安規程第12条第１項又は第２項
別記様式第９	電気工作物保安検査報告書	保安規程第13条第２項
別記様式第10（その１）	電気工作物の工事完了について（報告）	保安規程第13条第２項
別記様式第10（その２）	電気工作物使用前安全管理審査（立入検査）報告書	保安細則第13条第２項
別記様式第11（その１）	電気工作物設置申請書	保安細則第14条第１項
別記様式第11（その２）	電気設備概要	
別記様式第11（その３）	電力使用計画表	
別記様式第12	電気工作物設置承認書	
別記様式第13	電気工作物廃止届	保安細則第14条第４項
別記様式第14	電気工作物巡視点検測定記録報告書	保安規程第15条第２項
別記様式第15	電気工作物巡視点検測定記録表	
別記様式第16	電気事故速報	
別記様式第17	電気事故等報告書	保安規程第17条第３項
別記様式第18	電気関係事故報告	
別記様式第19	電気工作物異常発生報告書	保安規程第17条第１項
別記様式第20	使用前自主検査記録表	保安規程第23条第１項
別記様式第21	運転日誌（発電機用）	
別記様式第22	電気機器履歴報告書の記載事項について（報告）	保安規程第24条第２項
別記様式第23	電気機器履歴報告書	
別記様式第24	移動用発電設備使用実績報告書	